

事 務 連 絡

令和元年 12 月 27 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医事課

「情報通信機器(ICT)を利用した死亡診断等ガイドライン」に関するQ&Aについて

情報通信機器(ICT)を利用した死亡診断等ガイドライン（平成 29 年 9 月 12 日付医政発 0912 第 1 号）の解釈として疑義が寄せられていた点等について、今般、標記Q&Aを別紙のとおりとりまとめましたので、御了知の上、貴管下保健所、保健所設置市(特別区を含む)、関係機関及び関係団体等に対して周知願います。

なお、本事務連絡の写しを別記関係団体宛て送付することとしています。

平成 30 年 3 月 12 日にお示しした「「情報通信機器(ICT)を利用した死亡診断等ガイドライン」に関するQ&A」からの修正点は別添参考をご参照ください。